

<報道発表資料>

令和7年3月19日

埼玉県鍼灸師会及び埼玉県鍼灸マッサージ師会と 「災害時の救護活動に関する協定」を締結します

埼玉県は、災害時の避難所等における身体的なケアや精神的な負担の軽減を図るため、公益社団法人埼玉県鍼灸師会（以下、「埼玉県鍼灸師会」という。）及び公益社団法人埼玉県鍼灸マッサージ師会（以下、「埼玉県鍼灸マッサージ師会」という。）と災害時の救護活動に関する協定を下記のとおり締結します。

記

1 協定の名称

- (1) 埼玉県鍼灸師会
災害時のはり師・きゅう師救護活動に関する協定書
- (2) 埼玉県鍼灸マッサージ師会
災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師救護活動に関する協定書

2 協定締結により災害時に協力いただける業務内容

- (1) 避難所等における あん摩マッサージ指圧・はり・きゅうの施術及び療養上の相談
※埼玉県鍼灸師会は、あん摩マッサージ指圧の施術を除く。
- (2) 衛生材料等の提供
- (3) その他状況に応じた必要な措置

3 協定締結日等

- (1) 日 時 令和7年3月21日（金曜日）15時30分から
- (2) 場 所 知事室
- (3) 出席者 埼玉県鍼灸師会 代表理事 山口 智
埼玉県鍼灸マッサージ師会 代表理事 山岸 克也
埼玉県知事 大野 元裕